

27 高建管第 1299 号

平成 28 年 3 月 30 日

土木部本庁各課長 }  
土木部各出先機関長 } 様

建設管理課長

高知県建設工事競争入札参加希望区域登録について（通知）

高知県建設工事競争入札参加者基準要綱（平成 19 年 3 月 23 日付け 18 高建管第 871 号副知事通知）第 3 条の 2 に規定する協業組合の入札参加の特例（以下「特例措置」という。）の適用を受けた協業組合が希望区域登録を行った場合、当該希望区域登録により入札参加を認められた区域における入札において特例措置を適用していますが、入札参加の公平を期すため、下記のとおり取扱うこととし、また、希望区域登録の申請要件を改めますので、通知します。

記

1 希望区域登録を行った協業組合に対する特例措置の適用

- (1) 協業組合が希望区域登録により入札参加を認められた土木事務所の所管区域において、特例措置により入札に参加する場合は、当該区域に設置された営業所（建設業法第 3 条の許可を受けて設置した営業所をいう。以下同じ。）が、組合設立の日において建設業法第 3 条の許可を受けてから 1 年以上経過しており、協業化以後も継続して設置されていること（同一区域内に移転し引き続き設置されている場合を含む。）を要件とする。
- (2) 特例措置の適用を受けた協業組合が希望区域登録を行ったときに(1)の要件を満たさない場合、特例措置による入札参加は、協業組合の主たる営業所が所在する土木事務所の所管区域で認める。

2 希望区域登録の申請について

希望区域登録の申請時に、営業所を一つ選択することとし、当該営業所を主たる営業所とみなして、入札参加を認めることとする。

3 施行時期

この通知は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、協業組合の特例措置に関しては、同日以後に設立された協業組合の特例措置による入札参加に適用し、同日より前に設立された協業組合の特例措置による入札参加については、なお従前の例による。